

健康保険法が改正されます

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

①傷病手当金の支給期間の通算化 令和4年1月1日から

改正のポイント

●傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えて、繰り越して支給可能になります。

●この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方



療養期間

療養期間

療養期間

※支給開始日から起算して
1年6か月経過後は不支給



療養期間

療養期間

療養期間

※支給開始日から通算して
1年6か月まで支給

お手続きの詳細については、業務係 給付担当（06-6965-4052）までお問い合わせください。

②任意継続被保険者制度の見直し(標準報酬月額の設定)

現行

基本原則

法第47条第1項

退職時の標準報酬月額

組合平均の標準報酬月額

どちらか低い方

改正により規約を変更することで、退職時の標準報酬月額とすることが可能。

当組合と同業種である運送業の健保組合や健保連大阪連合会・近畿総合健康保険組合協議会に所属しているほとんどの健保組合が規約変更を行いません。(協会けんぽも同様)

当組合も現行通りの取り扱いとさせていただきます。

③任意継続被保険者制度の見直し(任意脱退による資格喪失) 令和4年1月1日から

任意継続被保険者が資格喪失を申し出た場合、**申出が受理された日の属する月の翌月1日**に任意継続被保険者の資格を喪失する。

4年3月17日 任意脱退の
申出受理
↓
4年4月1日 資格喪失

※ 資格喪失日は4月1日のため
3月分保険料は返還の必要はない

未納喪失は従来どおり

4年3月4日 任意脱退の意向
(3月分保険料納付なし)
↓
未納のまま

4年3月11日 資格喪失
※保険料未納により納付期日10日の
翌日に資格喪失

- ・保険料を前納した者についても任意脱退は可能であり、前納に係る期間の経過前の資格喪失であれば、未経過期間に係る前納保険料は返還となる
- ・前納保険料の返還方法は、被保険者資格取得による喪失と同様の取扱いとなる

お手続きの詳細については、業務係 適用担当（06-6965-4051）までお問い合わせください。

④効果的な予防・健康づくりに向けた保健事業における健診情報等の活用促進

令和4年1月1日から

【現状及び見直しの方向性】

- 現在、40歳以上の者を対象とする特定健診については、労働安全衛生法に基づく事業主健診等の結果の活用が可能。一方、40歳未満の者については、同様の仕組みがない。
- このため、生涯を通じた予防・健康づくりに向けて、健診情報等の活用による効率的・効果的な保健事業を推進していくため、40歳未満の者に係る事業主健診等の結果が事業者等から保険者へ提供される法的仕組みを設ける。
- 併せて、後期高齢者医療広域連合と被用者保険者等間の健診等情報の提供についても法的枠組みの整備を行う。

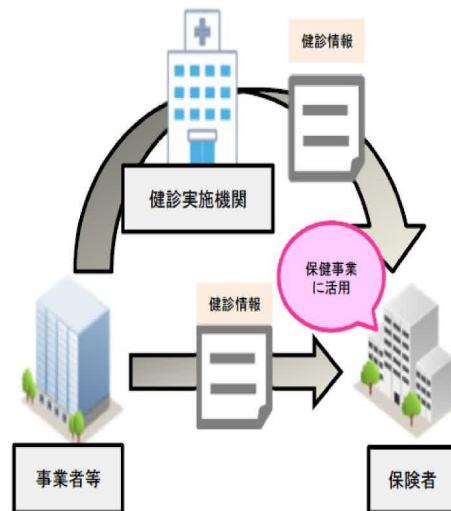
※健保連・国保連についても保健事業の実施主体となり得るため上記同様に情報の提供と活用に係る仕組みを設ける。

【期待されるメリット・効果】

①データヘルスの一層の推進

⇒加入者の状況に応じた効率的・効果的な保健事業が可能になる。

また、集まった情報を協会けんぽや健保連等で統計・分析することで、地域間や業種間、事業所間のデータ比較が可能になり、保険者や事業者等による加入者（=労働者）の健康課題の把握・対策にも活用できる。
(40歳未満の者の生活習慣病予防対策等にも役立つ。)



②コラボヘルスの促進

⇒保険者と事業者等が同じ情報を基に連携して加入者の健康確保を進めることが可能になり、コラボヘルス（保険者と事業者等の積極的連携による加入者の予防・健康づくりの推進）の実現につながる。

③マイナポ等での健診結果の閲覧が可能になる

⇒事業主健診等の結果をマイナポータル等で閲覧できるようになる。

詳細については、健康管理センター 保健事業係（06-6965-4056）までお問い合わせください。